

京都市告示第 351 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科東野経 1 号線	山科区東野北井ノ上町11番地の29地先 内	旧	メートル 27.80	メートル 5.00
		新	24.70	1.82
山科東野緯 2 号線	山科区東野北井ノ上町11番地の 4 地先 から 同町11番地の24地先まで	旧	52.80	2.95 ～ 4.00
		新	52.80	6.00 ～ 7.02

(建設局土木管理部道路明示課)